

(3) 療育福祉センター－障害児施設部門 の今後の方向性(たたき台)

障害児支援の基本的な考え方

できるだけ早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり

第3期高知県障害福祉計画の基本的な方向

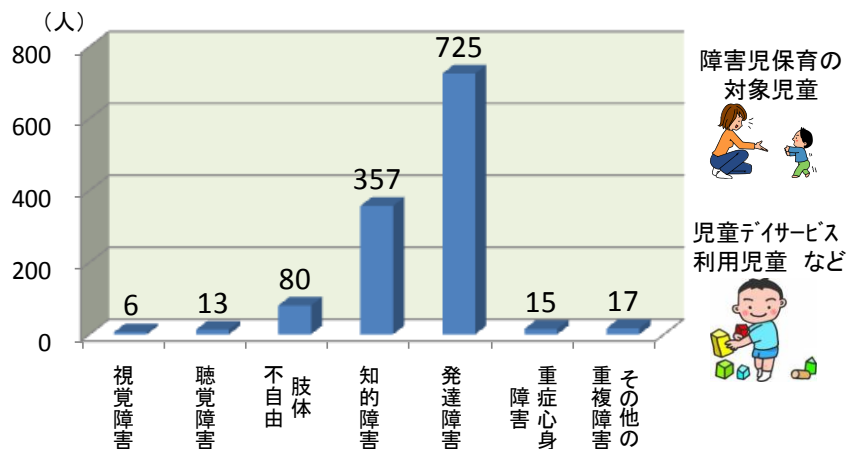
障害のある子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう、できるだけ早い時期から、子どもやご家族にとってより身近な地域で療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図る。

支援を必要とする子ども

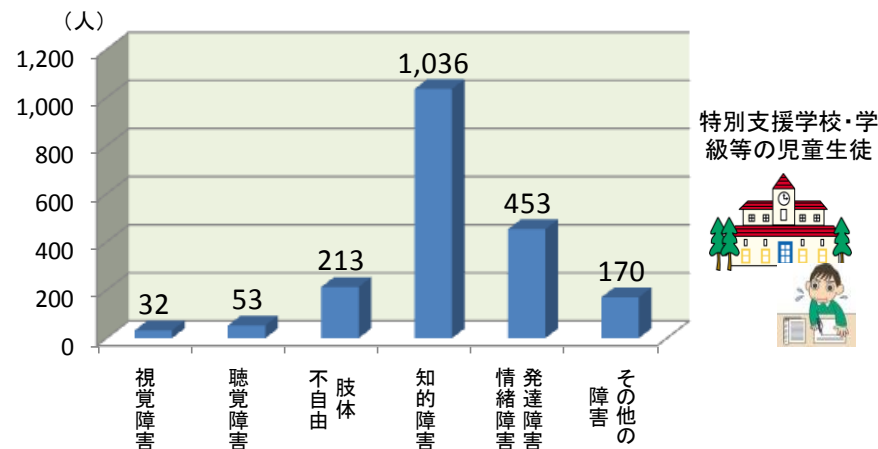
支援を必要とする子どもの人数 3,170人(18歳未満人口に占める割合=2.7%)

※18歳未満の人口 115,352人
(平成22年国勢調査)

支援を必要とする未就学児 1,213人



支援を必要とする就学児 1,957人



今後の取組の方向性

身近な地域で必要なサービスや相談支援などの体制整備を着実に進める

取組1 サービスの確保

障害のある子どもに、専門的な療育支援を行う『児童発達支援センター』の整備を促進

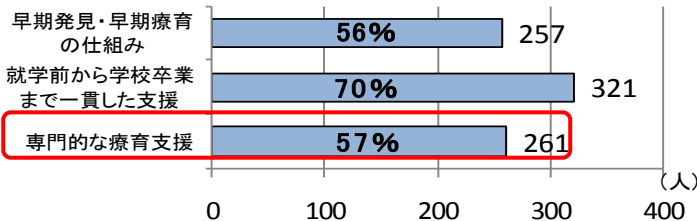
第3期障害福祉計画における『児童発達支援』の整備目標

未就学児（0～5歳）の利用見込み

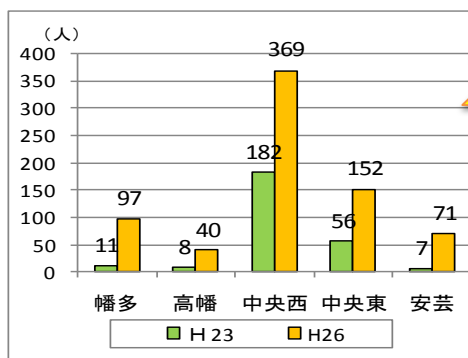
支援を必要とする子ども 1,213人 (H23)
 サービス利用者
 H23 264人 (利用率22%) → 利用率60%を目標 → H26 729人 (利用率60%)

<特別支援学校保護者への調査結果(H23.7)>

問 今後必要だと思う支援について 回答数456(複数回答可)



【各圏域別の利用見込み】



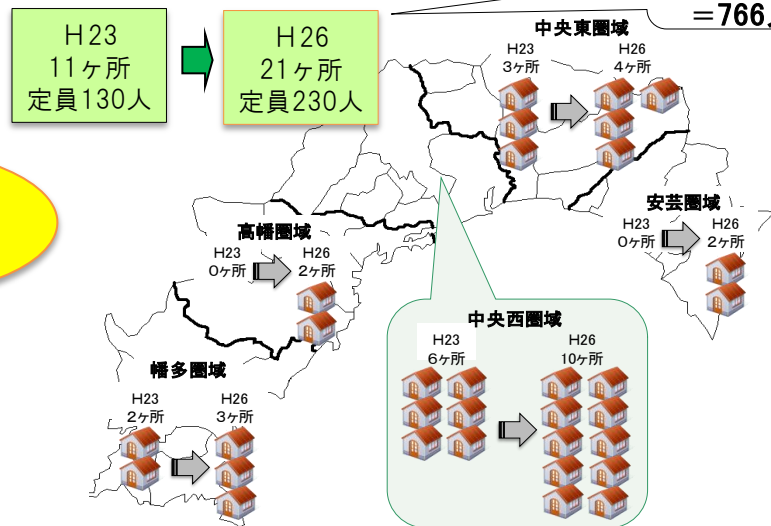
サービス利用率を
22%→60%
(264人→729人)
に引き上げ

見込み量確保のための方策

- ◆ 児童デイサービス等がない地域へ児童発達支援(H24.4～)の整備を促進
- ◆ 利用者が少ない中山間地域等で、新たに事業所を開設する事業者への助成
- ◆ 障害児支援に携わる専門的な人材の育成

【児童発達支援の整備目標】

週1.5日の利用を見込む
 定員230人÷1.5日×5日
 =766人分の受皿



第3期障害福祉計画における『放課後等デイサービス』の整備目標

就学児（6～17歳）の利用見込み

支援を必要とする子ども 1,957人(H23)
 サービス利用者
 H23 250人
 (利用率13%)

利用率30%を目標

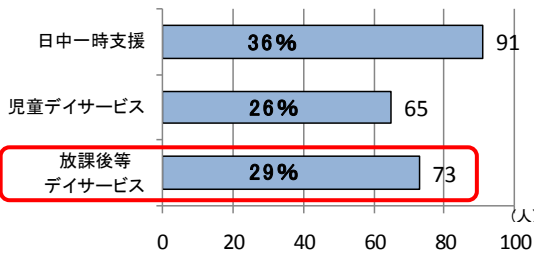
H26 586人
 (利用率30%)

見込み量確保のための方策

- ◆ 児童デイサービス等がない地域へ放課後等デイサービス(H24.4～)の整備を促進
- ◆ 利用者が少ない中山間地域等で、新たに事業所を開設する事業者への助成
- ◆ 障害児支援に携わる専門的な人材の育成

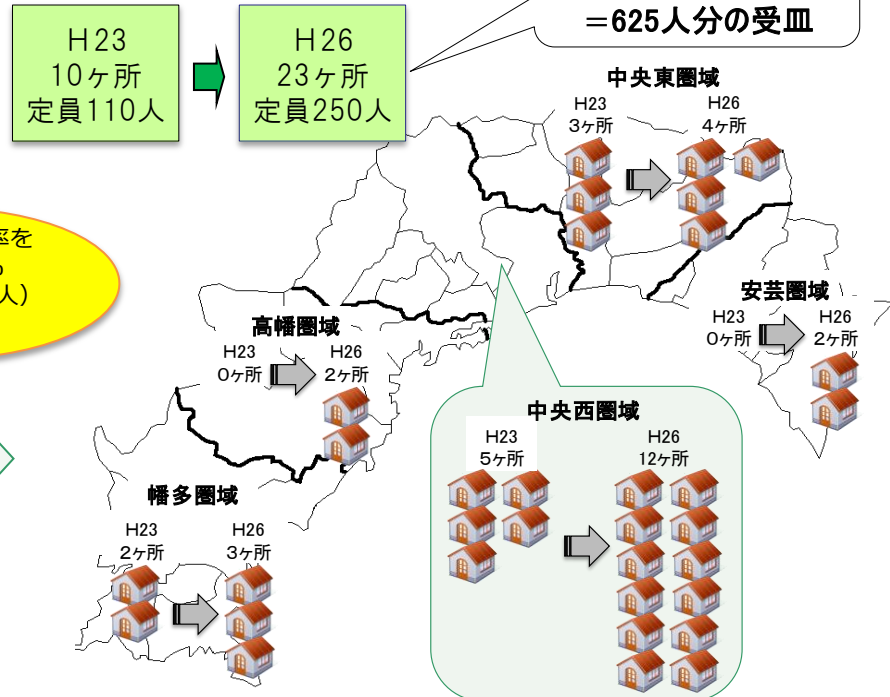
<特別支援学校保護者への調査結果(H23.7)>

問 在宅生活を支援するサービス 回答数252(複数回答可)

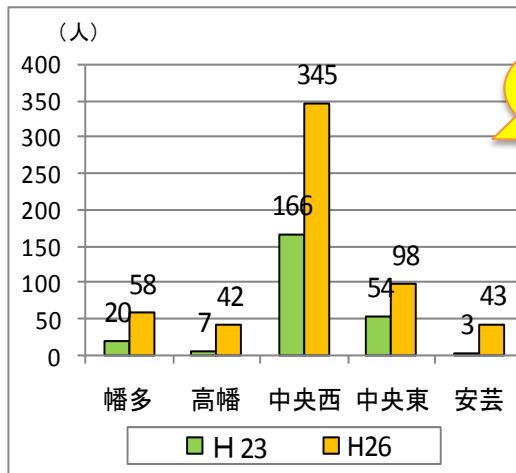


【放課後等デイサービスの整備目標】

週2日の利用を見込む
 定員250人÷2日×5日
 =625人分の受皿



【各圏域別の利用見込み】



サービス利用率を
 13%→30%
 (250人→586人)
 に引き上げ

取組2 地域の医療機関でのリハビリテーション

障害のある子どもが、地域で必要なリハビリテーション(理学療法・作業療法・言語聴覚療法)が受けられるよう、各圏域(安芸、中央東、中央西、高幡、幡多)の協力医療機関が少なくとも2ヶ所以上となることを目標に、地域の医療機関との連携の取り組みを進める。

■協力医療機関：現在8ヶ所

- ・ 田野病院 (田野町)
- ・ 南国中央病院 (南国市)
- ・ いずみの病院 (高知市)
- ・ 須崎くろしお病院 (須崎市)
- ・ 梶原病院 (梶原町)
- ・ くぼかわ病院 (四万十町)
- ・ 森下病院 (四万十市)
- ・ 筒井病院 (宿毛市)

(目標)

- 各圏域に2ヶ所以上
(安芸、中央東、中央西、高幡、幡多)
- 高知市内についても
協力医療機関を増やす



協力医療機関を
更に増やしていく

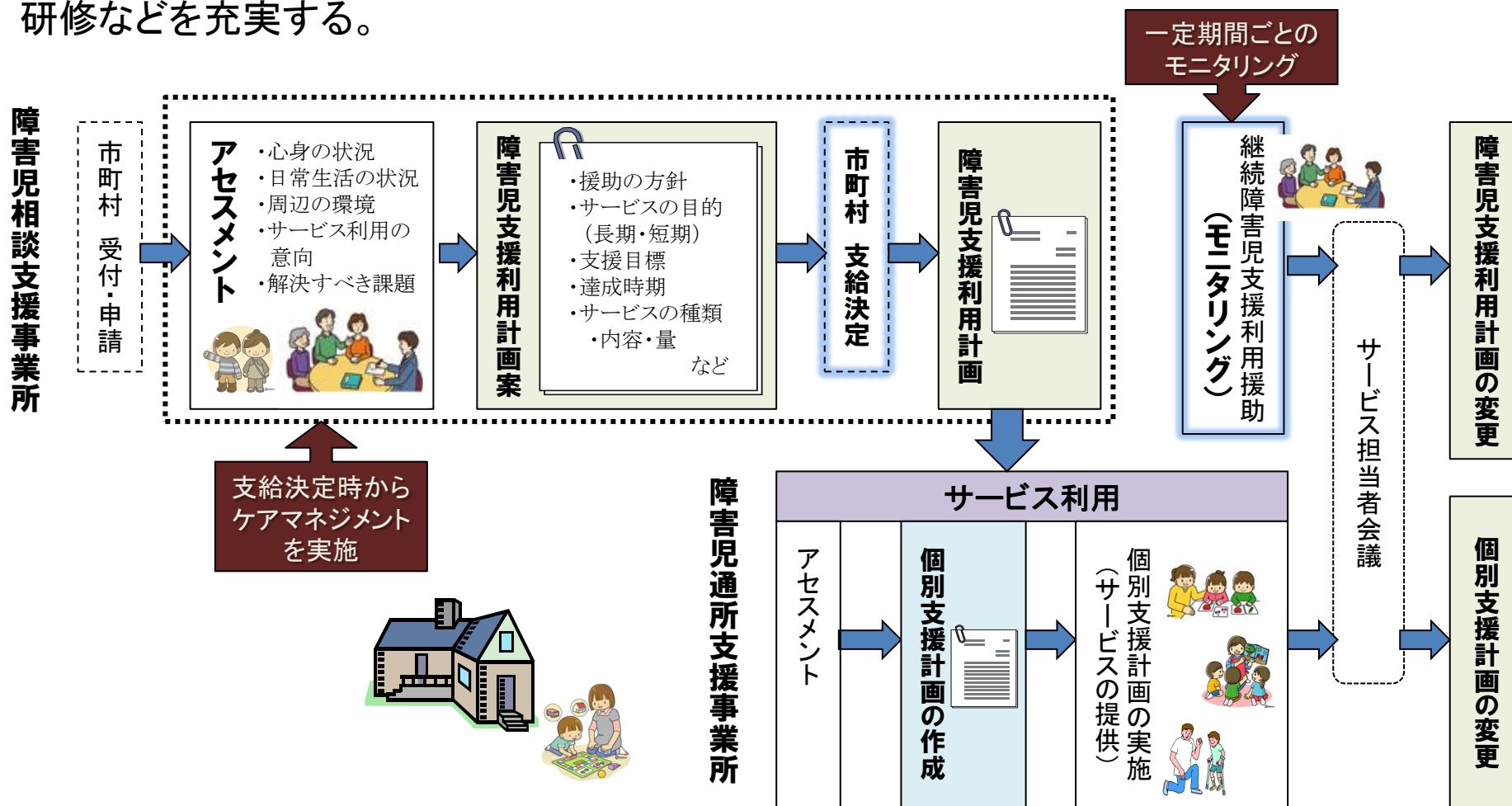


取組3 相談支援

平成24年4月から、障害児相談支援事業が創設され、サービスを利用するすべての児童の支援計画の作成が義務化される。

このため、障害児相談支援事業所が、相談、見守りや、必要なサービスの利用援助などを行い、障害児とその家族を継続的に支えることができるよう、できるだけ早い段階で、市町村等から障害児相談支援事業所につなぐ仕組みを構築する。

あわせて、障害児相談支援事業所等の専門的な人材を育成するため、相談支援従事者研修などを充実する。



療育福祉センター（障害児施設部門）の 今後の基本的な考え方

- 障害児の早期療育については、できるだけ身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービスの量を拡大するとともに、提供するサービスの質を高めていくことが必要である。
- このため、民間で可能なものは民間に委ねるという基本的な考え方のもと、県立の療育機関として、次の分野を担っていくことが必要である。
 - ① 専門性や採算の課題から、民間の事業所等では担うことが難しい分野
 - ② 民間の事業所等における取り組みが始まっているものの、発展途上にあり、福祉サービスの質を高めるため、先導的な役割が期待されている分野

療育福祉センター障害児施設部門の今後の方向性（たたき台）

1. 視覚障害



【現状】

1. 対象者

【視覚障害のある未就学児】(H23.3.31現在)

身体障害者手帳交付数(視覚障害 5才以下): 4名

支援を必要とする未就学児: 6名 (H23.11 各市町村調査)

2. 県内の状況

<療育福祉センター>

- 療育福祉センターのリハビリテーションや肢体不自由児通園施設などには、肢体不自由等と視覚障害との重複障害の子どもが利用している。

<その他の機関>

- 盲学校の幼稚部と「ひまわり教室」では、就学前の視覚障害のある子どもの支援を行っている。このうち、「ひまわり教室」では、医療機関や市町村の保健師からの紹介により、子どもの見え方や子育て相談・親子教室を実施している。

盲学校幼稚部(H23.5.1現在)
在籍児: 1名

「ひまわり教室」(H23年度)
利用者: 5名
(2歳児: 2名、3歳児: 1名、
4歳児: 1名、5歳児: 1名)

- 盲学校内の「ルミエールサロン」では、視覚障害者向けの機器展示を行うとともに、視覚障害者生活訓練指導員が出張機器展示会の際などに相談に応じている。

3. その他

<高知市の「障害のある子どもの支援に関する調査結果」>

視覚障害(5歳以下):4名

※(H23.5~6 高知市) 回答率56.5%

【重複障害の状況】

4名中

肢体不自由:3名

聴覚障害:1名

【通園・通所状況】

4名中(複数回答)

○保育所:3名

○児童デイサービス:1名

○肢体不自由児通園施設:1名

○難聴幼児通園施設:1名

【今後の方向性(案)】



- 視覚障害のある子どもは、盲学校の「ひまわり教室」や幼稚部において、専門的な支援を受けており、今後も支援を受けることが可能である。
- このため、療育福祉センターでは、今後、視覚障害のある子どもの通園機能を持つ必要はないと考える。
なお、センターのリハビリテーションや通園施設には、肢体不自由等と視覚障害が重複している子どもが利用しているため、そうした障害の特性に応じた適切な支援が行えるよう、取り組む必要がある。
- さらに、児童相談所の障害児部門においては、盲学校や医療機関、市町村の保健師、生活訓練指導員等の関係機関との情報の共有や有機的な連携を図り、早期の相談や支援につなげるよう、取り組む必要があると考える。

2. 聴覚障害

【現状】

1. 対象者

【聴覚障害のある未就学児】

身体障害者手帳交付数(聴覚障害 5才以下): 10名(H23.3.31現在)

支援を必要とする未就学児: 13名(H23.11 各市町村調査)

【参考】

dB	障害	聞こえの程度
0	聴者	
10		ささやき声
20		
30	軽度難聴	
40		普通の会話
50	中度難聴	
60		
70	高度難聴	大声
80		
90		怒鳴り声
100	ろう	ガード下の鉄道走行音

2. 県内の状況

＜療育福祉センター＞

- 難聴幼児通園施設において、新生児聴覚スクリーニング検査後の精密検査機関として障害の早期発見を行うとともに、診断後の早期療育支援を行っている。

精密検査等の実施状況(平成18年度～22年度の平均)

期間	新患数(人)	検査内訳	新患内訳	難聴の確定診断			難聴児合計	
				軽中度	高度	片耳	内訳	総数
H18年度～22年度の平均	76	新スク	8	0	1	2	3	13
		非新スク	68	6	1	3	10	

※「新スク」は、新生児聴覚スクリーニング検査後の精密検査を表す。

※「非新スク」は、新スク以外の難聴幼児通園部でのきこえの検査を表す。

契約児の状況

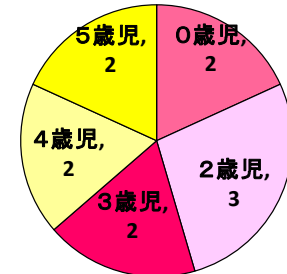
障害程度の状況

(H23.12.1現在)

障害程度(dB)	身体障害者手帳未所持	身体障害者手帳所持者					計	合計
		6級	4級	3級	2級	計		
		(30-69)	(70-79)	(80-89)	(90-99)			
人数	6	1	0	2	2	5	11	

※うち他障害との合併がある児童: 7名

契約児の内訳(年齢別)(人)



＜その他の機関＞

- 県内の児童デイサービス事業所では、聴覚障害が主たる障害の利用児童はいない。(ただし、高知市の調査によると、発達障害や知的障害と、聴覚障害が重複している子どもが数名利用している。)

<その他の機関>

- 高知ろう学校の幼稚部と相談学級で、就学前の聴覚障害のある子どもの支援を行っている。

両機関の比較		難聴幼児通園施設(難聴幼児通園部)	高知ろう学校 (幼稚部)	(相談学級)
利用者	対象年齢	0歳から小学校入学前	3歳から小学部入学前	0歳から小学校入学前
	障害程度	「難聴」と診断があった児童 (※聴力程度の基準はなし)	両耳の聴力レベルが おおむね60デシベル以上	特に規定なし
通園状況	時間等	週1日程度の利用(1時間30分~3時間)	原則週5日(午前4時間、午後2時間)	週1、2回~随時
	通園児数	契約児数:12名(H24.2.1現在)	幼児数:2名(H23.5.1現在)	乳幼児数:6名
	並行通園	保育所等との並行通園	並行通園は想定していない	
	親子通園	卒園まで親子通園が必要	なし	
職員配置		言語聴覚士、聴能言語指導員、 医師、児童指導員、保育士、等	教職員	教職員
支援の内容		①発達の援助 ②聴覚・言語指導 ③環境の整備	①発達の援助 ②聴覚・言語指導 ③環境の整備	
		<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚スクリーニング検査後の精密検査と継続的な親子支援 ・聞こえの相談会(幡多管内・安芸管内) ・他障害を合併した乳幼児への対応が柔軟にできる(医療部・リハビリ・相談部・発達支援部) 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談学級】 ・0~2歳児に早期からの教育相談の実施 【相談支援部】 ・地域支援教室(東部・西部)で、難聴特別支援学級や保育所等の子どもの教育相談 ・市町村教育委員会との連携 ・就学から進学・就職といった社会自立までのキャリア教育の実施 	

(参考)高知ろう学校幼稚部在籍幼児数(H23.5.1現在)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
幼	0	3	1	3	5	5	4	3	1	1	2	1	2	2

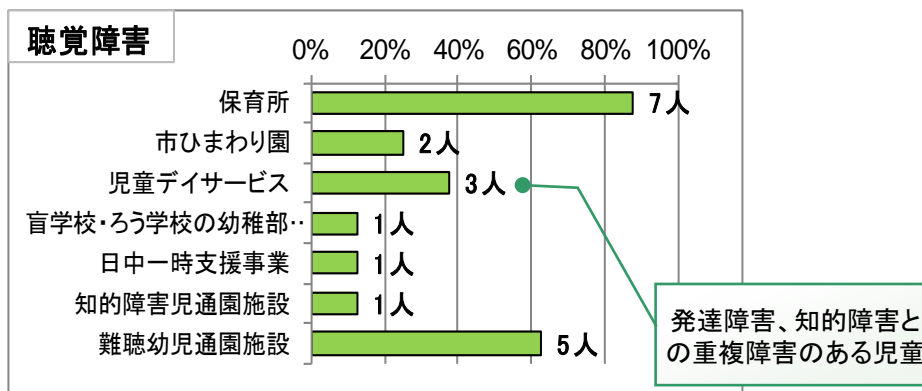
3. その他

<高知市の「障害のある子どもの支援に関する調査結果」>



聴覚障害(5歳以下):8名

【通園・通所状況】



※「障害等のある子どもの支援に関する調査結果」(H23.5~6 高知市) 回答率56.5%

【今後の方向性(案)】

- 聴覚障害のある子どもの多くは、保育所に通いながら、療育福祉センターの難聴幼児通園施設を利用している状況である。
- 県内では、この他に、聴覚障害児の早期支援を行う機関として、高知ろう学校に幼稚部と相談学級がある。
- 現在、難聴幼児通園施設を利用している幼児の一部は、高知ろう学校の相談学級を並行利用している。
- なお、県内の聴覚障害のある子どもは少なく、また、その療育支援は高度の専門性が求められるため、民間事業所による受け入れは、専門的な人材確保や採算の面で難しく、現在のところ、民間事業者の参入は見込めない。

■ 難聴幼児通園施設と高知ろう学校の幼稚部・相談学級の基本的な支援内容は、ほぼ同じであるが、対象児童や利用形態について、次のとおり相違がある。

- ① 高知ろう学校幼稚部の対象幼児の障害程度は、学校教育法施行令の規定に基づき、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上とされているが、難聴幼児通園施設については、聴力レベルの規定はなく、難聴と診断された幼児を対象としている。
- ② 高知ろう学校幼稚部は、学校教育法に基づき幼稚園に準ずる教育を行うこととされており、地域の保育所との並行通園は想定されていないが、難聴幼児通園施設では、利用幼児の大半が保育所と並行通園している。

■ このため、仮に、聴覚障害児数が少ないとして、早期療育支援機能を、高知ろう学校に一元化した場合、幼稚部では、軽・中度難聴児が対象にならず、また、保育所との並行通園もできないため、聴覚障害のある子どもの早期療育のニーズに十分応えることができないこととなる。

■ したがって、療育福祉センターにおける難聴幼児の通園機能は、引き続き、存続する必要があると考える。

■ なお、今後も、保護者が、子どもの状況に応じた適切な療育機関を選択できるよう、高知ろう学校との情報の共有や有機的な連携を強化するとともに、地域の保育所等において適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要がある。

3. 肢体不自由

【現状】

1. 対象者

【肢体不自由の未就学児】

身体障害者手帳交付数(肢体不自由 5才以下): 67名(H23.3.31現在)

支援を必要とする未就学児: 80名(H23.11 各市町村調査)

2. 県内の状況

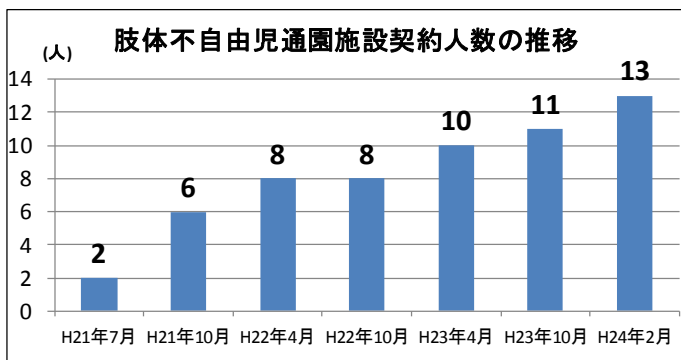
<療育福祉センター>

■ 肢体不自由児通園施設では、保育所への入所や就学に向けた親子通園による療育支援を行っている。

- ・保育所等での入りが困難
- ・保育所入所前の早期療育



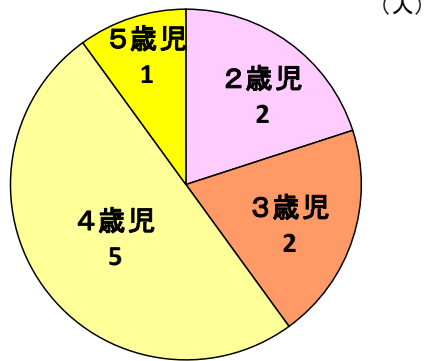
■ しかし、開設から2年8カ月経過しているが、現在も契約者数は13人で、1日平均利用者数も「1人」と少ない。



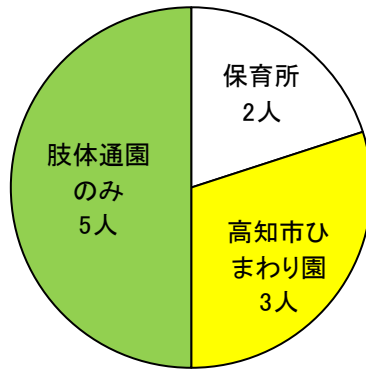
時間	活動内容	備考
10:00~10:30	登園、朝の会、健康チェック	* 必要に応じ、個別プログラムによる活動
10:30~11:10	療育活動(主に集団保育)	
11:10~13:00	排泄、昼食準備、昼食	* 昼食時、言語聴覚士による摂食指導が入るケースあり
13:00~	終わりの会、降園	

【(参考)H23.3.31現在の契約児(10名)の状況】

利用者年齢



並行通園の状況



手帳の状況

- 身体障害者手帳:10人 (1級:8人、2級:2人)
- 療育手帳:5人 (A1:4人、A2:1人)

重症心身障害が半数

疾病等の状況

- ※主な疾病のみ記載
- ・脳性麻痺 8人
 - ・難治性疾患 5人
 - ・てんかん 5人
 - ・精神遅滞 5人
- (重複あり)
- (その他の状況)
- ・経鼻栄養 3人
 - ・胃瘻栄養 1人

■ 一方、療育福祉センター外来における理学療法の利用児童は、「実115人」と多く、リハビリテーションのニーズは高い。

○療育福祉センター外来における理学療法の実人数(5歳以下)

(H23年3月31日現在)



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
4	24	35	19	18	15	115

■ 肢体不自由児通園施設の利用者が少ない要因は、

- ① 通園の時間帯に必ずしもリハビリテーションがセットされていないなど、保護者のニーズとマッチしていないところがある
- ② 重症心身障害のある子どもが約半数を占めており、体調等によるキャンセルも多く、その結果、出席率が低い → (利用回数は月1回が多い)

<その他の機関>

- 県内では、肢体不自由のある未就学児を受け入れている児童デイサービス事業所は1ヶ所のみとなっている。

主に日中の預かり

【児童デイサービスの障害別の契約児数(H23.10.1現在)】 ※県障害保健福祉課調べ

事業所名	所在地	肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		小計		合計
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	
デイサービスまる	高知市	5	6	5	14			1		11	20	31

※重複あり

- 重症心身障害児(者)通園事業は、県内3か所で実施されているが、未就学の子どもの利用は少ない。(平成22年度:1名、平成23年度:0名)

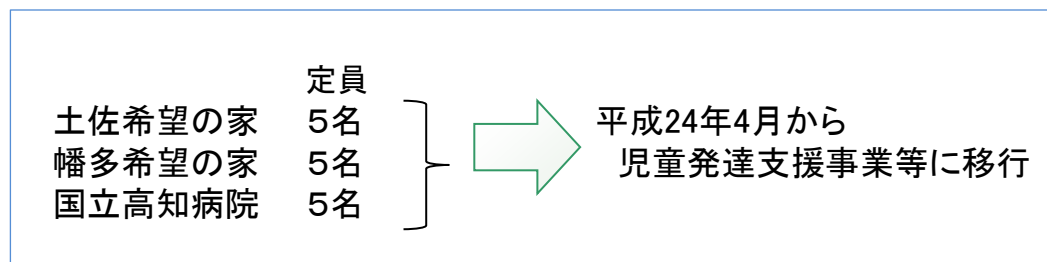
(参考)

重症心身障害児(者)通園事業の日課表例

※土曜、日曜、祝日を除き毎日開園

到着しだい排泄 健康チェック
朝の会始まり
(火曜・木曜・金曜 午前の入浴開始)
散歩 ゲーム 排泄
昼食 歯磨き 排泄 休憩
(火曜・金曜 午後入浴開始)
取り組み(身体動かし・体操・音楽等)
水分 排泄
終わりの会 送りバス出発

【重症心身障害児(者)通園事業の状況】



【今後の方向性(案)】

- 肢体不自由児通園施設の契約児童は、脳性運動障害のある子どもが多く、その半数が知的障害を重複し、他にてんかんなどを合併しているなど、「医療的ケア」が不可欠な子どもが増加している。
- また、対象児とその家族は、診療をはじめ、発達段階に応じた訓練や保育の提供、摂食や栄養指導などの育児支援などの総合的な家族支援を必要としている。
- 一方、民間の児童デイサービス事業所では、現在のところ、こうした肢体不自由のある子どもを受け入れている事業所はほとんどなく、医療型児童発達支援を行う事業所もない。
また、リハビリテーションのニーズが高いが、重症心身障害でない肢体不自由のある子どもに対して、早期療育支援とリハビリテーションを合わせて行う機関もない状況である。
- このため、肢体不自由のある子どもの通園機能については、保育所への入所や就学に向けた早期療育機関として、当面は、療育福祉センターで担う必要があると考える。
なお、今後は、通園時にリハビリテーションを必ず受けられるプログラムを作成するなど、ニーズに応じた療育支援内容に見直す必要がある。
- さらに、地域の保育所において、医療的なケアが必要な子どもの受け入れも行われていることから、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要がある。

4. 知的障害



【現状】

1. 対象者

【知的障害の未就学児】

療育手帳交付数(6才以下): 80名 (H23.3.31現在)

支援を必要とする未就学児: 357名 (H23.11 各市町村調査)

2. 県内の状況

<その他の機関>

■ 県内の知的障害児通園施設は、民間の1か所のみで、利用児童の全員が知的障害と発達障害を重複している。

その他、民間の児童デイサービスも利用されているが、利用児童の多くは、発達障害と重複していると推測される。

☆知的障害児通園施設 契約児の状況(障害別) 平成23年10月1日現在

施設名	契約児数	知的障害		発達障害	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児
やいろ	39	34	5	34	5

☆県内児童デイサービス事業 契約児の状況(障害別)

平成23年10月1日現在

事業所名	契約児数	肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		小計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
高知県立療育福祉センター	99					99				99	0
昭光園	26		8		24		10			0	42
アートセンター 画楽	21				4		17			0	21
旭福祉センター「あゆみ」	52			8		45		6	ダウン症 ⁵ /不明 ¹	59	0
東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	42			4		38				42	0
ウィッシュかがみの	33				21	2	23			2	44
Kidsたいよう	15			1	2	4	7		1	5	10
ぶらうらんど長山田	48					16	32			16	32
合計	336	0	8	13	51	204	89	6	1	223	149

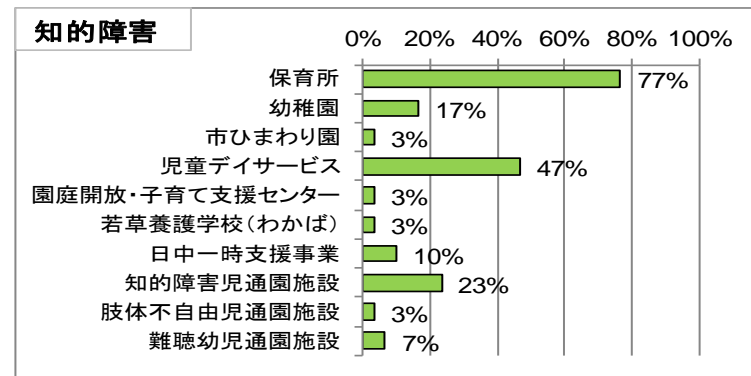
※重複あり

3. その他

<高知市の「障害のある子どもの支援に関する調査結果」>

知的障害(5歳以下):30名
(うち発達障害との重複は17名)

【通園・通所状況】



- 知的障害のある子どもは、保育所(障害児保育)の利用が多い。

【今後の方向性(案)】

※「障害等のある子どもの支援に関する調査結果」(H23.5~6 高知市) 回答率56.5%

- 知的障害のある子どもの多くは、保育所を利用しており、発達障害を重複している場合など、個別療育が必要な場合に、知的障害児通園施設や児童デイサービスを並行利用している状況である。
- 今後、各圏域に児童発達支援事業所が整備されれば、民間事業所で必要な支援を受けることが、十分可能であると思われる。
- このため、療育福祉センターでは、今後、知的障害のある子どもの通園機能を持つ必要はないと考えるが、地域の保育所等において、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要がある。

【今後の検討課題】

☆ 地域の保育所等では支援が難しいと考えられる最重度の知的障害児(コミュニケーションが取れず、保育所等での集団活動が困難等)については、民間の児童発達支援事業所での対応状況を踏まえて、療育福祉センターの通園対象児童とするか検討する必要があると考える。

5. 発達障害

【現状】

1. 対象者



【発達障害の未就学児】

支援を必要とする未就学児：725名（H23年11月 各市町村調査）

2. 県内の状況

<療育福祉センター・その他の機関>

■ 県内の児童デイサービス事業所における発達障害のある就学前の子どもの利用者数は、療育福祉センターが99名、その他の事業所（5か所）が105名であり、療育福祉センターの利用割合が約50%と高くなっている。

☆県内児童デイサービス事業 契約児の状況（障害別）

平成23年10月1日現在

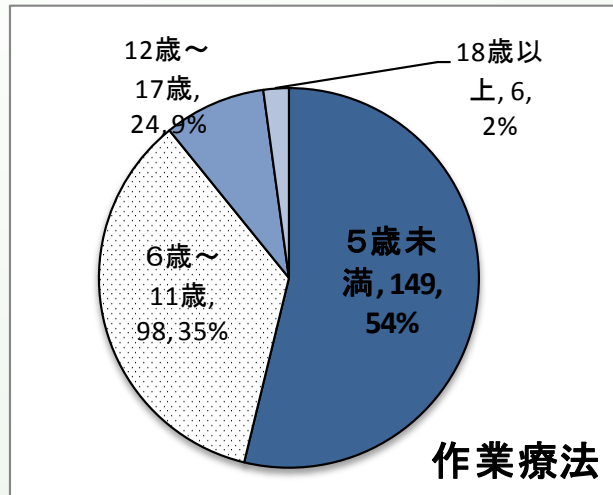
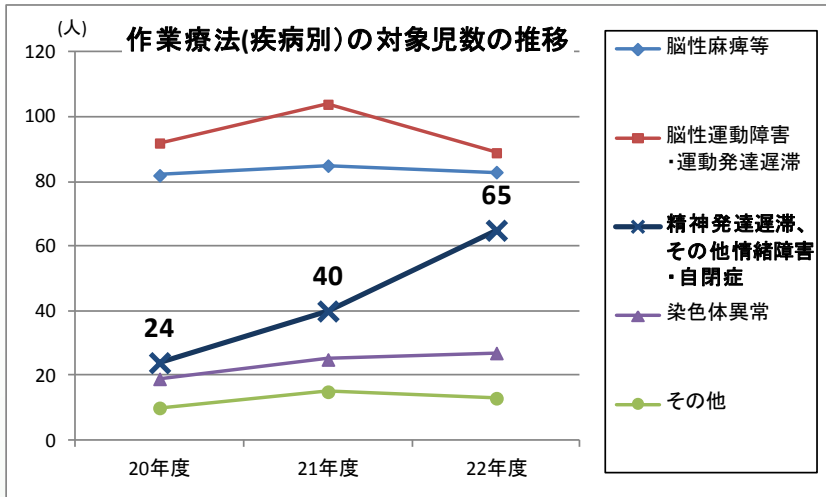
事業所名	契約児数	肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		小計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
高知県立療育福祉センター	99					99				99	0
昭光園	26		8		24		10			0	42
アートセンター 画楽	21				4		17			0	21
旭福祉センター「あゆみ」	52			8		45		6		59	0
東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	42			4		38				42	0
ウィッシュかがみの	33				21	2	23			2	44
Kidsたいよう	15			1	2	4	7		1	5	10
ぷらうらんど長山田	48					16	32			16	32
計（療育福祉センター除く）	237	0	8	13	51	105	89	6	1	124	149

※重複あり

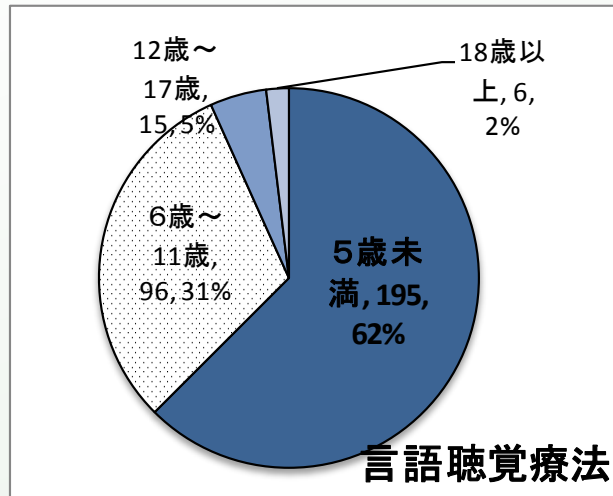
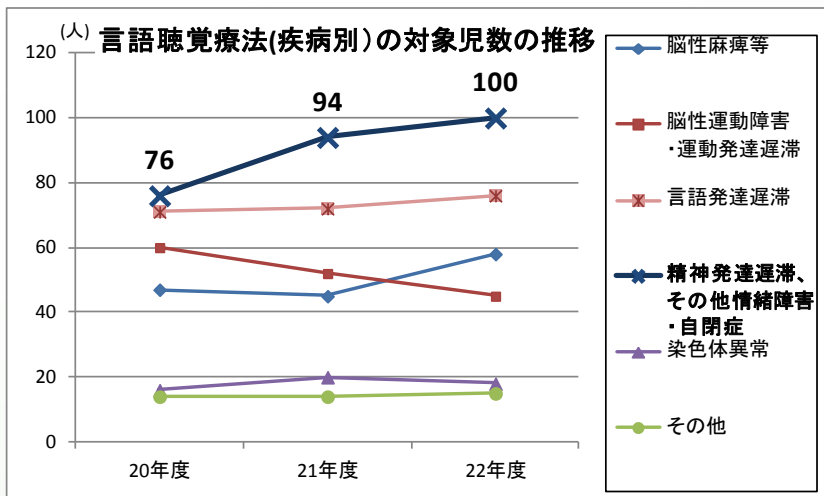
■ また、県内の児童デイサービス事業所を利用している就学前の子ども223名のうち、障害別では、発達障害のある子どもの利用が約90%を占めている。

療育福祉センターでは、発達障害のある子どものリハビリテーションの利用が増加しており、特に作業療法と言語聴覚療法のニーズが高い。

作業療法



言語聴覚療法



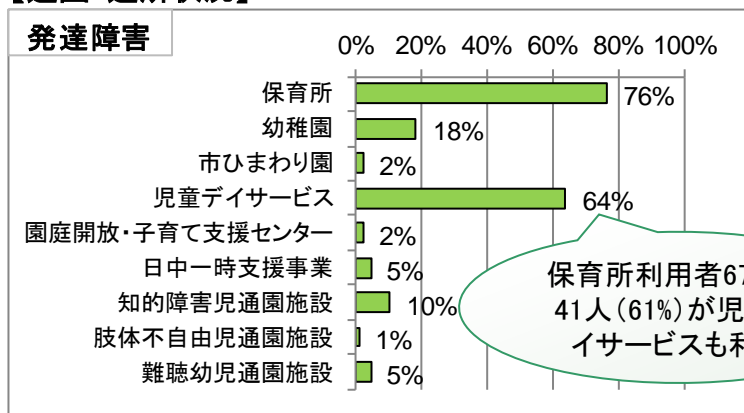
3. その他

＜高知市の「障害のある子どもの支援に関する調査結果」＞

発達障害(5歳以下):88名

- 発達障害のある子どもは、保育所(障害児保育)の利用が多い。
また、多くの子どもが児童デイサービスとの並行通園となっている。

【通園・通所状況】



保育所利用者67人中
41人(61%)が児童デ
イサービスも利用

※「障害等のある子どもの支援に関する調査結果」(H23.5~6 高知市) 回答率56.5%

【今後の方向性(案)】

- 発達障害のある子どもは、児童デイサービスの利用が多く、民間の事業所が増加している。
- 市町村が把握している支援を必要とする未就学児1,213人のうち、発達障害のある子どもが725人と最も多く、早期療育支援のニーズが高いことから、今後とも、民間事業者の参入が見込まれる。
- しかしながら、発達障害については、必ずしも支援方法が確立しておらず、専門的な人材も少ないことから、今後、民間事業者のサービスの質を確保し、身近な地域で専門的な支援が受けられるようにするためには、療育福祉センターが、民間事業所に技術的支援を行うなど、人材の育成や支援方法の確立に向けて、先導的な役割を担う必要があ

■ したがって、療育福祉センターにおける発達障害のある子どもの通園機能については、

当面は、存続する必要があると考える。

■ あわせて、保育所を利用している子どもが多いことから、地域の保育所等において、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要がある。

■ なお、今後の民間事業者の参入や提供されるサービスの質の状況に応じて、民間で可能なものは民間に委ねるという基本的な考え方にに基づき、通園機能のあり方等について引き続き検討していく必要があると考える。



今後の療育福祉センターの障害児施設部門等の支援機能(たたき台)

障害別	児童発達 支援  (未就学児)	保育所等 訪問支援 	その他の通所による 主な支援機関
視覚障害	△(重複障害のある児童)		盲学校幼稚部 盲学校ひまわり教室
聴覚障害	○	○	高知ろう学校幼稚部 高知ろう学校相談学級
肢体不自由	○	○	高知若草養護学校就学前教室 児童発達支援事業所
知的障害	△(重複障害のある児童)	○	児童発達支援事業所
発達障害	○	○	児童発達支援事業所